

鎌倉市における歴史的風土の保存に関する

神奈川県・鎌倉市の取組み

1．マスタープラン等における歴史的風土保存の位置づけ・・・・・・・・・・	1
2．法制度による歴史的風土保存の取組み・・・・・・・・・・	10
3．条例・要綱による取組み・・・・・・・・・・	14
4．防災に対する取組み・・・・・・・・・・	18
5．別荘地等の保全・活用・・・・・・・・・・	20
6．財団法人鎌倉風致保存会・・・・・・・・・・	22
7．三大緑地保全の取り組み・・・・・・・・・・	23
8．樹林地管理事業・・・・・・・・・・	25
9．市民活動による取り組み・・・・・・・・・・	27

1. マスタープラン等における歴史的風土保存の位置づけ

(1) 第3次鎌倉市総合計画(平成17年検討素案)

鎌倉市では平成8年度から37年度までの30年間を目標期間として総合計画を定めているが、平成17年度をもって最初の10年間の基本計画期間を終了することから、平成18年度から始まる第3次鎌倉市総合計画の策定に向けて、現在検討中である。

将来都市像と将来目標

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来800有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかななくてはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「**古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち**」とします。

将来都市像の実現に向けた将来目標とその方向

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

基本構想の基礎的な指標

土地利用

ア. 鎌倉の資産である豊かな自然環境と歴史的遺産の保全・活用を基調に、国土利用計画法などに基づく計画を策定しながら、地域・地区の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図り、安全で快適な生活環境の維持・形成に努めます。

イ. 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定以来の経過を踏まえ、保存・買入れ・税制などについて、国に積極的に働きかけ、立法の趣旨が十分に生かされるよう努めます。

(2) 鎌倉市都市マスタープラン(平成10年3月策定)

平成4年の都市計画法の改正により、新たに市町村マスタープランの制度が創設され、市町村レベルで、地域の実情と市民の意向を反映した都市計画の方針づくりが法的に位置づけられた。

鎌倉市都市マスタープランは、平成8年に策定された第3次総合計画を受け、都市計画法に基づく市町村マスタープランとして策定されている。

基本理念

「暮らしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」

鎌倉は多くの歴史的遺産と、それらと渾然一体となって市街地を囲み連なる緑の丘陵、明るい海岸などの豊かな自然環境に恵まれています。こうした貴重な環境資源を次代に継承していくことは、現代に生きる私達の使命です。総合計画の基本構想にも「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」と謳われています。

鎌倉のまちづくりにおいては、市街地が緑に囲まれているという構造的な特徴を明確化し、それぞれの地域の特性を活かしながら、機能を充実し、安全・快適で健康的な環境を整え、さらに文化を育み、まち全体として公園的な環境を形成していくことが望ましいと考えます。

より具体的に述べれば、鎌倉地域の豊かな歴史的遺産と自然を大切に保全することはもちろん、その他の地域においても、残された歴史的遺産と自然を大切に扱い、あわせて、新しい緑の創造と拡大に努めながら、緑により、市街地を適正な規模に区分していくことが、鎌倉のまちづくりにおいては効果的であり、重要です。

部門別方針

ア 自然環境の保全・回復の方針

歴史的遺産と一体となった緑地の保全

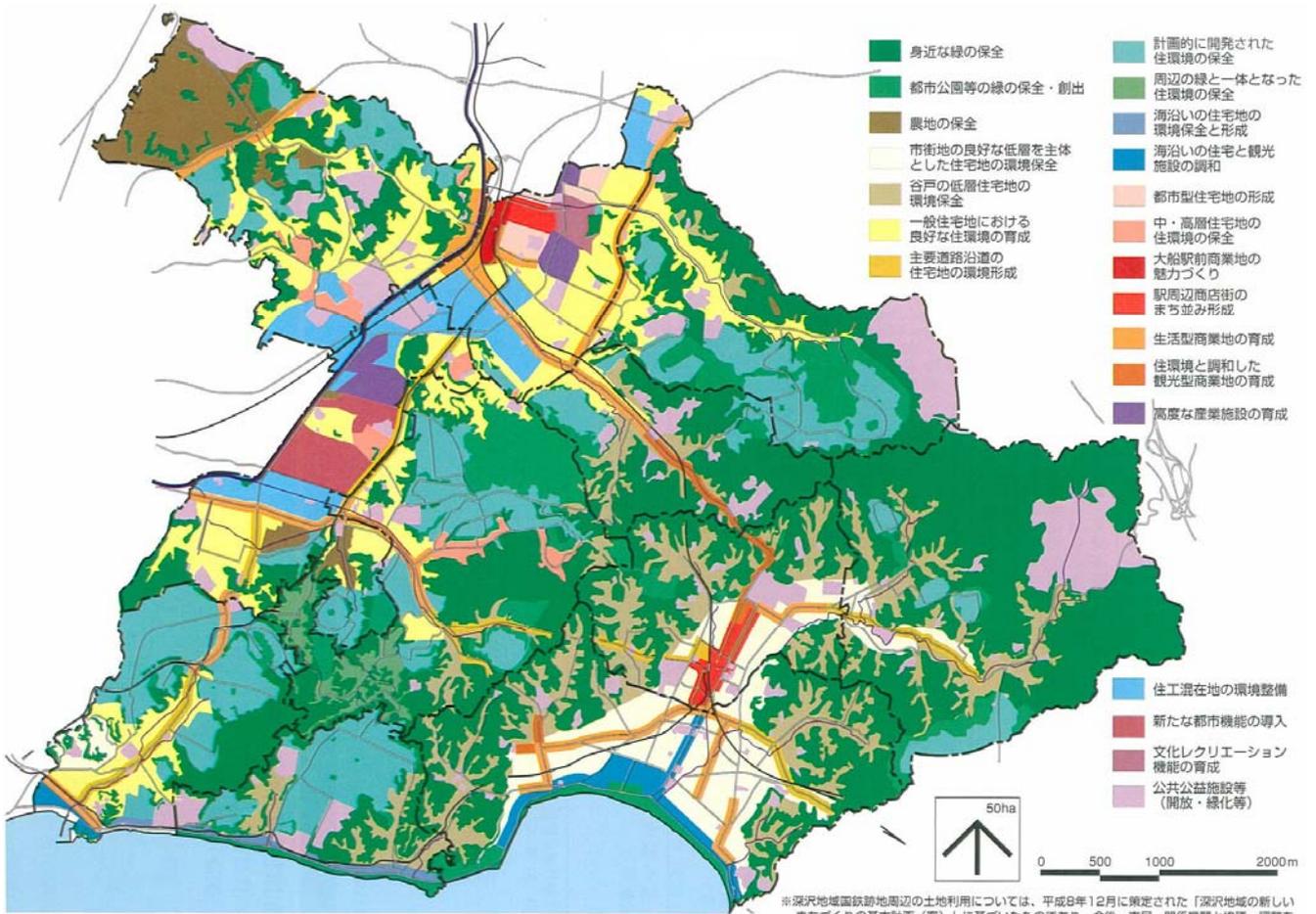
天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産(史跡や寺社、古道)と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定・拡大を図ります。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。

イ 都市景観形成の方針

都市景観の基本構造

本市の景観づくりを進めるにあたっては、市域全体が「古都」であることに配慮し、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景域」と設定します。そして、景観上の特徴などから古都鎌倉大景域を「古都景域」と「都市景域」の2つの「景域」に分け、これをさらに5つの景観地域に分けそれぞれの特性に応じた景観形成を進めます。

図 1：土地利用の方針図



出典：「鎌倉市都市マスタープラン」

(3) 鎌倉市緑の基本計画(平成8年4月策定)

市町村が中長期的観点に立って策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進等に関する基本計画であり、都市緑地法第4条に基づき策定するものである。基本計画には、緑地の保全及び緑化の目標やその推進に関する事項を定めるほか、保全すべき緑地の確保や緑化の推進方針等を定めることができる。

鎌倉市緑の基本計画は、本基本計画制度が創設された後の最初の計画であり、詳細な現状解析と課題分析の下に、計画の基本方針と目標水準、緑の配置方針と保全・整備・創造計画、計画推進のための施策の策定等を具体的に定めている。

基本理念

鎌倉市のように自然と歴史的遺産が融和した風土をもつ都市では、こうした風土を構成する緑が市民に住むことの喜びと誇りを与え、来訪者にも香り高い都市イメージを提供することとなる。

鎌倉市緑の基本計画は、このような多様な効用をもつ緑・オープンスペースを都市の中に調和ある形で保全・創造し、市民が生活の豊かさを実感するとともに、風格とうるおいのある質の高い緑のまちづくりを目指すものである。

このためには、市民の共有財産である山・海等の自然環境と歴史的遺産を保全して次代へ継承するとともに、これらの資源が都市の機能と融け合って人・自然・歴史が共生する緑豊かな都市環境を市民とともに創造し、育てていくことが重要である。

こうした考えに基づいて、第3次鎌倉市総合計画に掲げられた将来都市像「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」及び都市マスタープランでのまちづくりの基本理念「人と自然・歴史が共存・共生する都市」を受け継ぎ、「**山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉**」を計画の基本理念と定める。

テーマ別の緑の配置方針

古都の歴史的風土の保存・継承

ア. 鎌倉城(鎌倉はまち全体が幾重にも重なる山々の城壁に囲まれた城郭都市としての構えを備えていたことから「鎌倉城」と称された。)を構成する緑地の保全

a. 鎌倉城の中心部を構成する緑地の保全

鶴岡八幡宮・鎌倉五山、七切通しなどを含む歴史的風土保存区域及びこれと同様の条件をもつ丘陵の樹林地を保全する。

b. 鎌倉城の外郭を構成する緑地の保全

・ 鎌倉城の外郭を構成する山々のうち、戦略上の重要地点として砦が構えられ、その遺構が残されている次の緑地の保全

・ 腰越地域の竹ヶ谷城跡一帯の緑地

・ 玉縄地域の玉縄城跡一帯の緑地

・ 大船地区の天神山城跡一帯の緑地

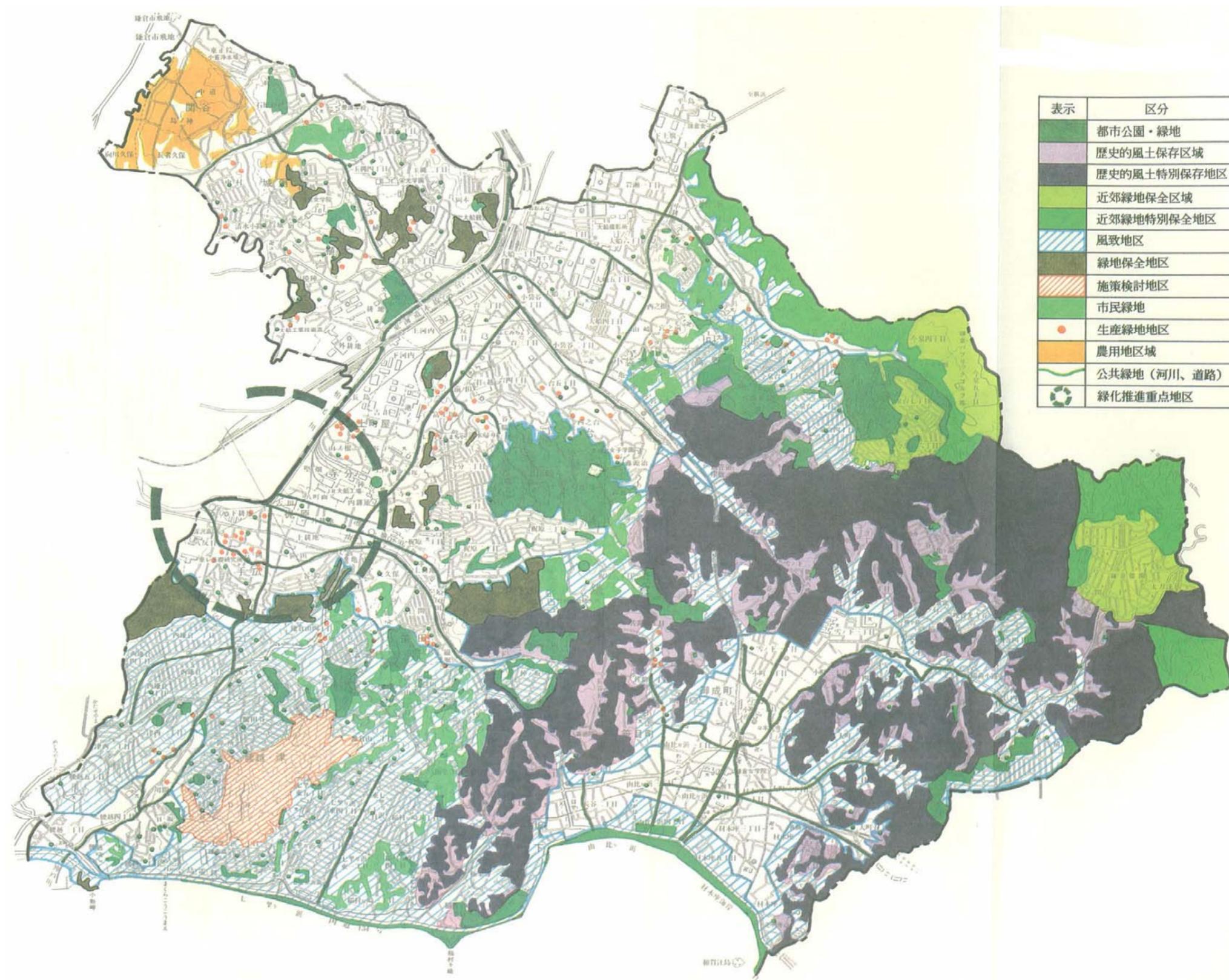
・ 鎌倉城の搦手に当たる出入口であった今泉から岩瀬にかけての丘陵の緑地の保全

イ. 歴史的遺産と結びついた緑地の保全

a. 史跡や社寺等の緑地の保全

b. 古道沿いの緑地の保全

図2：実現のための施策の方針図



出典：「鎌倉市緑の基本計画」

(4) 鎌倉市緑の基本計画(緑の施策の展開と実績)(平成13年6月策定)

平成8年に策定された緑の基本計画について、策定後の施策の展開と、それに伴う計画内容の変更及び次の5年に向けた課題の整理を行ったものを取りまとめている。

施策の基本的考え方とその対応

平成9年7月4日に、新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」を制定した。この条例では、緑の基本計画の円滑な推進と今後の多様な緑の課題に対応するため、「鎌倉市緑政審議会の設置」、「緑の基本計画策定の義務付け」等の新しい内容を盛り込んでいる。

計画内容を計画的、段階的に推進するための実施プログラムの策定を図る

平成9年3月に、緑の基本計画の実施に向けた「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」を策定するとともに、併せて、現行の施策で対応できるものから中長期的な展望の中で対応すべき施策までを含む「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」を作成した。

国・県・市・市民の連携による計画の推進を図る

国・県・市の連携によるものとして、緑の基本計画で提示した歴史的風土保存区域の指定拡大が国の歴史的風土審議会で審議・了承され、平成12年3月17日に新たな歴史的風土保存区域が告示された。

また、市と市民の連携については、市の総合公園である鎌倉中央公園での市民要望を反映させた公園づくりや、市民の参加による公園の維持管理などを実施している。

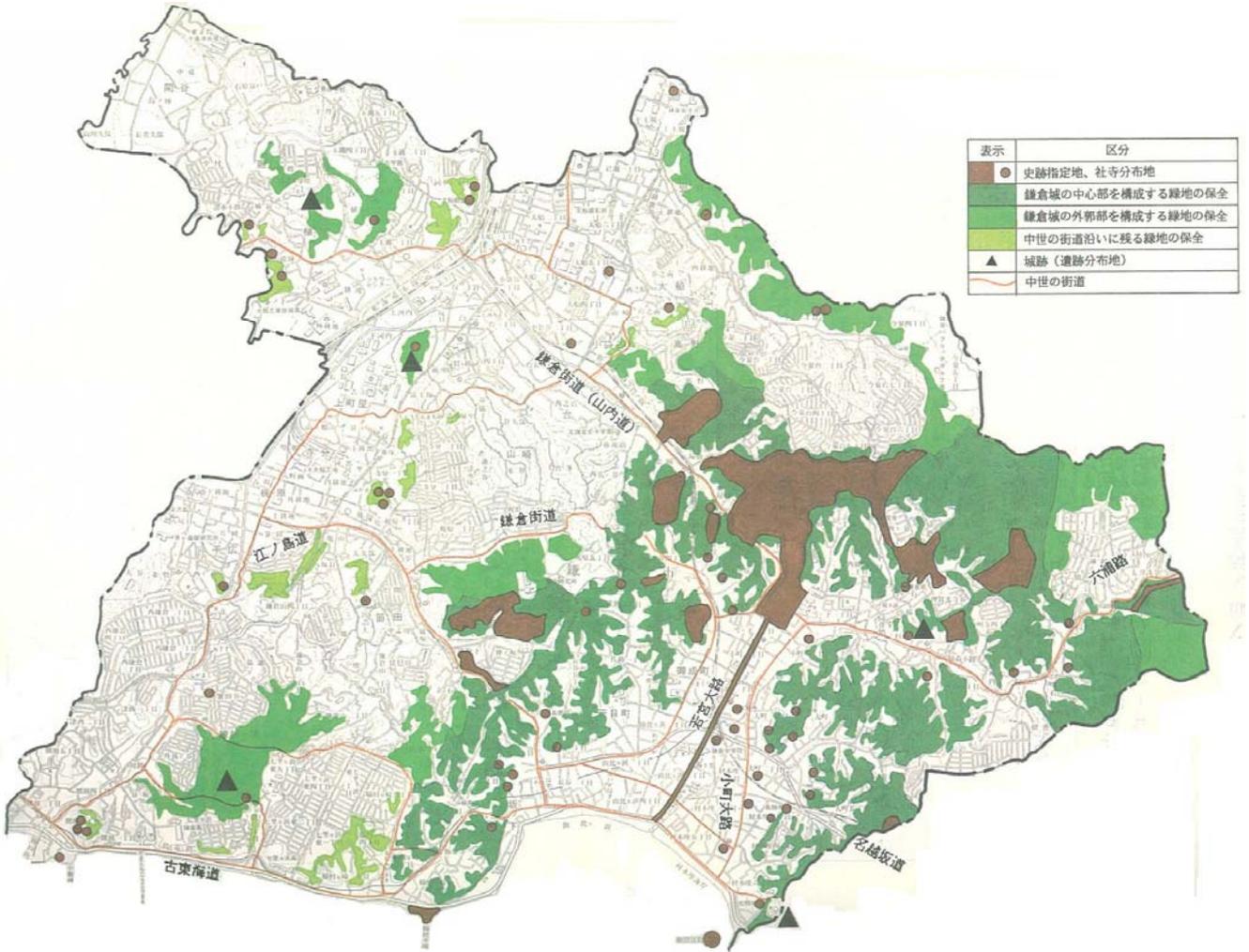
各種施策の組み合わせによる施策の実効性の向上を図る

平成9年3月に鎌倉市の緑化基準・緑化指針を作成し、「鎌倉市開発事業指導要綱」や、「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」と連携させながら、公共施設及び民有地の緑化を推進している。

法制度の運用に至るつなぎ策として、市の条例等に基づく施策の効果的活用を図る

法制度適用による緑地保全のつなぎ策として、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第9条の規定による「緑地保全推進地区」制度を設け、当面の緑地保全策として活用を図っている。

図3：歴史的風土の保全・継承に係る緑地の保全



出典：「鎌倉市緑の基本計画」

(5) 鎌倉市都市景観形成基本計画(平成6年8月)

「景観の保全と創造」を基本課題として展開される様々な方策を効果的に推進していく指針となると同時に、市民憲章にうたわれる鎌倉の風格を保ち高度の文化を創造するまちの実現のために必要な都市景観形成に関する総合的な方策を示しており、平成8年7月に策定された都市景観条例に基づく基本計画として位置づけられている。

基本理念

- (1) 日本を代表する歴史都市としての発展
- (2) 固有の文化を育んできた原風景の継承
- (3) 自然と調和した親しみのある都市空間づくり
- (4) 風格を保ち生き生きとした生活創造都市の確立
- (5) 環境にやさしい薫風のとしづくり

都市景観の特色

- (1) 「古都鎌倉」と「新しい鎌倉」の2つの顔
- (2) 前面に広がる光あふれる海
- (3) 山懐に抱かれたたたづまい
- (4) 歴史的遺産が自然環境の中に融け込んでいる風土

基本目標

- (1) 自然環境と歴史的遺産が調和した都市景観の形成
- (2) ヒューマンスケールの都市景観の形成
- (3) 地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成
- (4) 新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成
- (5) 心を豊かにする都市景観の形成

実現化方策

地区レベルの景観誘導(美観地区の指定、歴史的風土保存区域や風致地区の活用、高度地区の指定、地区計画制度等の活用、都市景観形成地区の指定)
施設レベルの景観誘導(都市景観形成ガイドラインの策定、大規模建築物等の景観誘導、屋外広告物等の規制と誘導)
都市景観資源の保全と活用(都市景観重要建築物等の保存、地域景観資源の保全と整備)
普及啓発活動の推進(「かまくら風致景観賞」等の創設、都市景観形成活動への支援、「かまくら景観100選」の選定、シンポジウム・講演会等の開催)
都市景観形成事業の推進(うるおいのあるみちづくり、「文学と歴史の道」づくり、電線の地中化推進、ポケットパークの創出)
魅力的なたてもものづくり(魅力的な公共建築物づくり、公共建築物の緑化の推進、美しい公共サインの整備、公衆トイレの環境景観整備)
水辺の環境づくり(親水性のある河川環境の創造、十橋、十井、五名水の整備、快適な海浜景観の整備と創造、うるおいある水辺空間の創出)
緑のまちづくり(都市公園・広場の整備、道路緑化の推進、斜面緑地・拠点緑地の保全、市街地の緑の創造)

推進方策

都市景観条例の制定 現行の都市景観施策の継承・発展 公共空間の先導的な景観形成 広報、啓発活動の推進

図4：鎌倉の都市景観構造の体系

市の全域	2つの景域	5つの景観地域	4つのベルト	3つの拠点
古都鎌倉大景域	古都景域	古都景観地域	海浜ベルト	鎌倉駅周辺拠点
		古都丘陵景観地域		
	都市景域	都市丘陵景観地域	北鎌倉ベルト	大船駅周辺拠点
		都市景観地域		
		玉縄丘陵景観地域	柏尾川ベルト	深沢新都市拠点

図5：鎌倉の都市景観の基本構造図



出典：「鎌倉市都市景観形成基本計画」

2. 法制度による歴史的風土保存の取組み

(1) 古都保存法

わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的としている。

歴史的風土保存区域の指定状況

昭和41年12月に歴史的風土保存区域が朝比奈地区、八幡宮地区、大町材木座地区、長谷極楽寺地区、山ノ内地区の5地区、合計989haが指定された。また、歴史的風土特別保存地区には朝比奈切通しをはじめとして13地区、合計約573haが指定されている。

許可手続き

歴史的風土特別保存地区内で建築物の新築等の行為を行う場合は、神奈川県知事の許可が必要である。許可申請書は鎌倉市役所で受付を行い、鎌倉市を管轄する神奈川県の出先機関である神奈川県横須賀三浦地域県政総合センターを經由し、環境農政部緑政課が処理する。

買入れ実績

歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ実績 約85ha（平成16年度まで）

表 1 : 歴史的風土保存区域の指定状況

歴史的風土保存区域			歴史的風土特別保存地区		
地区名	面積 (ha)	最終変更 年月日	地区名	面積 (ha)	最終変更 年月日
朝比奈	142.0	S41.12.14	朝比奈切通し	7.0	S63.6.17
八幡宮	308.0	H12.3.17	浄妙寺	8.1	S63.6.17
			瑞泉寺	119.0	S63.6.17
			護良親王墓	2.0	S63.6.17
			永福寺跡	5.7	S63.6.17
			建長寺・浄智寺・八幡宮	172.0	S63.6.17
			寿福寺	18.0	S63.6.17
大町材木座	174.0	H12.3.17	妙本寺・衣張山	67.0	S63.6.17
			名越切通し	20.0	S63.6.17
長谷, 極楽寺	207.0	H12.3.17	大仏・長谷観音	110.0	H15.9.26
			極楽寺	9.8	S63.6.17
			稲村ヶ崎	6.0	S63.6.17
山の内	158.0	S41.12.14	円覚寺	29.0	S63.6.17
(5 地区合計)	989.0		(13 地区合計)	573.6	

(2) 首都圏近郊緑地保全法

首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、また首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることから、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的としている。

北鎌倉近郊緑地保全区域

指定年月日 昭和44年3月28日
面積 約998ha(うち鎌倉市分 約243ha)

首都圏近郊緑地保全法指定当時の昭和40年代、横浜・川崎を中心とした県東部の既成市街地外縁部が対象となり、横浜鎌倉市境から三浦半島の緑地が指定された。

鎌倉市については、鎌倉市北部の散在ヶ池周辺の良好な自然環境を保全することを目的としている。

(3) 都市計画法

線引き

- ・市街化区域 2,569ha(65%)
- ・市街化調整区域 1,384ha(35%)(平成15年9月26日神奈川県告示)

鎌倉では鎌倉地域の山林とその周辺地域、海岸線及び農業振興地域などを市街化調整区域に指定している。歴史的風土保存区域のほとんどがこの鎌倉地域にあり、保存区域の大部分は市街化調整区域となっているとともに、歴史的風土特別保存地区はすべてが市街化調整区域に指定され、行為規制により歴史的風土の保存が図られている。

風致地区

神奈川県風致地区条例により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を行ない、もつて都市の風致を維持することを目的としている。

風致地区の指定状況

鎌倉風致地区 面積 2,194ha

古都鎌倉市街地の背後に連なる丘陵地の自然的景観や数多くの史跡と結びついた山麓の名勝、風光の美に富む海岸線等の鎌倉を特色づける風致景勝の一体的保全を図ることを目的に、鎌倉地域を中心とする歴史的風土保存区域とその周辺、そこから腰越地域に続く丘陵地、材木座海岸から腰越にかけての海岸線沿いに対して指定している。

特に、都市計画運用指針に「歴史的風土保存区域は歴史的風土の保存のため届出制の規制が行われているが、歴史的風土の保存の実効性を高めるために必要な場合は、風致地区を一体として定めることが望ましい。」とされているため、歴史的風土保存区域(特別保存地区を含む)はす

べて風致地区に指定されている。

風致地区内では、神奈川県風致地区条例の許可基準に基づき、建築物その他の工作物の新增改築等、宅地の造成等、木竹の伐採等の行為が規制されている。

その他

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。

特別緑地保全地区の指定状況

- | | | |
|---------------|-----------|----------------------|
| ・城廻特別緑地保全地区 | 約 3.7 ha | (平成 14 年 4 月 30 日指定) |
| ・岡本特別緑地保全地区 | 約 3.2 ha | (平成 14 年 4 月 30 日指定) |
| ・昌清院特別緑地保全地区 | 約 0.8 ha | (平成 14 年 4 月 30 日指定) |
| ・玉縄城址特別緑地保全地区 | 約 2.4 ha | (平成 15 年 6 月 17 日指定) |
| ・常盤山特別緑地保全地区 | 約 18.0 ha | (平成 17 年 9 月 13 日指定) |

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成 9 年 7 月制定、平成 9 年 10 月施行)に基づき、歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地、健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地等を「緑地保全推進地区」として指定し、特別緑地保全地区や都市公園としての指定を進めていくこととしている。

特別緑地保全地区の候補地としては岡本地区など 4 地区が推進地区として指定されており、さらに、(仮称)天神山地区など 12 地区が指定検討対象地として掲げられている。

平成 13 年度から国の緑地保全等統合補助制度を活用し推進地区内の土地の買入れを行っており、順次、特別緑地保全地区の指定を行っていくこととしている。

3. 条例・要綱による取組み

(1) 鎌倉市都市景観条例（平成7年9月制定、平成8年7月施行）

古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした本市の都市景観を守り、育て、及びつくるために必要な事項を定めることにより、市民参画の下に、地域性豊かな都市景観の実現を図り、もって潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的としている。

良好な都市景観形成の誘導

ア. 景観形成地区の指定

地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民と行政が知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度で、市長は歴史的遺産周辺景観地区（史跡、名勝、社寺等の歴史的遺産と一体に都市景観の形成を図る必要があると認める地区）などを景観形成地区として指定することができる。

イ. 一定規模以上の建築物等の届出制度

良好な都市景観の形成を図るため、一定規模以上の建築物や工作物の新築などは、あらかじめその内容を市長に届け出ることが必要である。

市民、事業者への啓発、支援

ア. 景観重要建築物等の保存・活用

明治から昭和のはじめごろに建てられた建築物が多く残されており、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物を景観重要建築物等として指定し、保存・活用の支援を進める。

イ. その他

- ・ かまくら景観百選事業の実施
- ・ 親子景観セミナーの開催

(2) 鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月制定、平成8年1月施行）

鎌倉市のまちづくりについて、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するための基本となる事項を定め、災害に強く、市民の福祉を高め、かつ環境保全に配慮した安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的としている。

まちづくりの基本理念

ア. まちづくりは、市民参加ですすめます。

まちづくりは、計画の策定段階から市民の参画を求める。

イ. まちづくりは、土地基本法の理念を踏まえてすすめます。

土地基本法の理念とは、土地については公共の福祉を優先させるものとする考え方である。

ウ. まちづくりは、古都保存法の目的にそってすすめます。

古都保存法の目的とは、古都における歴史的風土を保存することにより、ひろく文化の向上発展に寄与することである。

エ.まちづくりは、鎌倉市環境基本条例の理念を踏まえてすすめます。

鎌倉市環境基本条例の理念とは、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築するとの考え方である。

市民と行政の協働によるまちづくり

市街地整備を中心としたまちづくりが必要な地区において、住民や権利者と行政が協議を重ねながらまちづくりの方針や計画を定める「協議型のまちづくり」をすすめる。

ア.まちづくり推進地区

地区の個性を尊重したまちづくりをすすめるため、市街地の整備が必要な地区を「まちづくり推進地区」に指定し、地区における「まちづくりの基本方針（推進地区基本方針）」を定める。

イ.まちづくり重点地区

まちづくり推進地区内において、特に重点的な整備が必要な地区を「まちづくり重点地区」として指定し、地区における「まちづくりの整備計画（重点地区整備計画）」を定めることにより、再開発など計画的な市街地整備をすすめる。

計画的なまちづくりへの誘導

計画的な土地利用を推進するため、開発事業の手續の根拠などを定めるとともに、特に大規模な開発事業について特例手續を定め、計画的なまちづくりへの誘導を図る。

ア.一般の開発事業の手續

事業者は、開発事業を行おうとするときは、鎌倉市開発事業等における手續き及び基準等に関する条例などのまちづくりの基準に従い、あらかじめ市長と協議を行うことが必要。

イ.大規模開発事業の手續

鎌倉市の土地利用に大きな影響を与える開発事業については、鎌倉市開発事業等における手續き及び基準等に関する条例の手續に先立ち基本事項を公開し、市民の意見も踏まえながら土地利用の調整を行う。

ウ.重要開発事業の協議

市長は、既成市街地で行う10,000㎡以上の開発事業に対し、鎌倉市開発事業等における手續き及び基準等に関する条例の手續に先立ち、土地利用の方針などについての協議を要請し、計画的な土地利用を誘導する。

市民主体のまちづくりへの支援

自主まちづくり計画の提案やその支援方策など、市民が主役のまちづくりを多面的に支援していく。

ア.自主まちづくり計画

一定の地区における住民で構成する快適な居住環境の保全と創造を図ることを目的とする団体で、一定の要件に該当する団体は、自主まちづくり計画を策定し、市長に提案することができる。また、市長は、自主まちづくり計画を策定しようとするまちづくり市民団体に対し、専門家の派遣その他の技術的援助を行うことができる。

(3) 鎌倉市緑地保全事業推進要綱(平成元年10月制定、平成元年10月施行)

市街地に広がるまとまりのある優れた樹林及びこれに類する良好な土地を保全し、かつ、育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的としている。

緑地保全契約

市長は、主として市街化区域のおおむね1,000㎡以上の緑地について、緑地の所有者等の同意を得て、緑地保全契約を締結し、保全緑地として指定することができる。

奨励金の交付

市長は、保全緑地の所有者等に対し、毎年度予算の範囲内において保全緑地奨励金を交付する。

緑地使用契約等

市長は、所有者等の同意を得て緑地使用契約を締結し、おおむね50,000㎡以上の緑地で市民のふれあいの場として適していると認められるものを「かまぐらの森」として指定することができる。

緑地の買い入れ等

市長は、緑地保全契約又は緑地契約を締結した所有者等から保全契約又は「かまぐらの森」として指定された緑地の指定の変更・解除、買い取り、無償譲渡の申し出があったときは、必要に応じて予算の範囲内で当該緑地を買い入れ、又は無償譲渡を受けるものとする。

(4) 鎌倉市緑地保全基金

根拠 鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年施行)

目的 市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図る。

事業内容

ア.緑地取得事業

緑の基本計画に位置付けられた緑地について、枢要な箇所や緊急性のある場合に買い入れを進める。

イ.緑地保全契約事業

鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者と緑地保全契約を締結し奨励金を交付する。

ウ.公園用地取得事業

都市計画公園に位置付けられている公園区域内の用地取得

エ.公園整備事業

都市計画公園に位置付けられている公園区域内の樹林管理等

実 績	平成14年度	194,644,379円	
	・天神山緑地用地取得	27,093,000円	
	・等覚寺東光寺緑地用地取得	36,359,900円	外
	平成15年度	1,262,455,207円	
	・鎌倉広町緑地用地取得	899,972,354円	
	・常盤山緑地用地取得	108,375,733円	
	・手広笛田緑地用地取得	52,901,500円	外
	平成16年度	57,852,321円	
	・鎌倉広町緑地測量業務委託	18,581,000円	外

4 . 防災に対する取組み

鎌倉市は、丘陵地の中に谷戸が複雑に入りこむ起伏に富んだ地形構造をもつこと、丘陵地の多くがシルト層とよばれる風化しやすい地質であることなどから、鎌倉地域を中心として崖崩れ等の危険性をもつ地点が数多く分布している。こうした危険性をもつ斜面緑地に対しては崩壊防止のための工事が進められているが未着手の箇所も多く残されている。(図6参照)

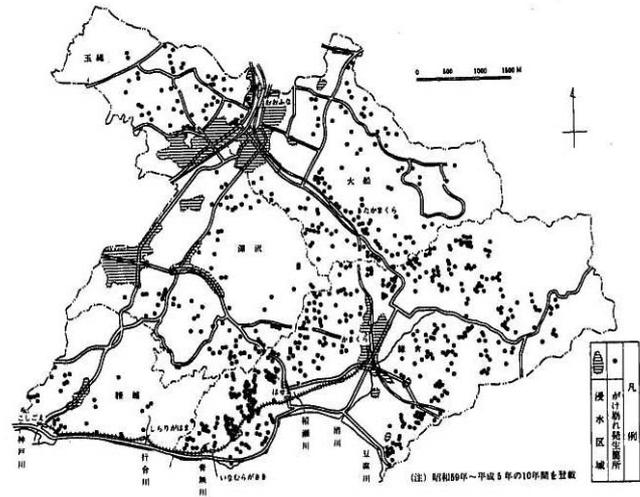


図6：過去の災害発生状況（出典：鎌倉市地域防災計画）

また、鎌倉市は、東海地震や南関東直下型地震発生時において津波の発生が懸念されており、関東大震災と同規模の津波が発生した場合には、鎌倉駅から海岸線にかけた滑川沿い、江ノ電以南の稲瀬川沿い、腰越4丁目以南の神戸川沿いの地区が危険予想区域として想定されている。

この津波災害に対しては、海岸線や河川沿いの緑が災害の防止に重要な役割を果たしている。(図7参照)

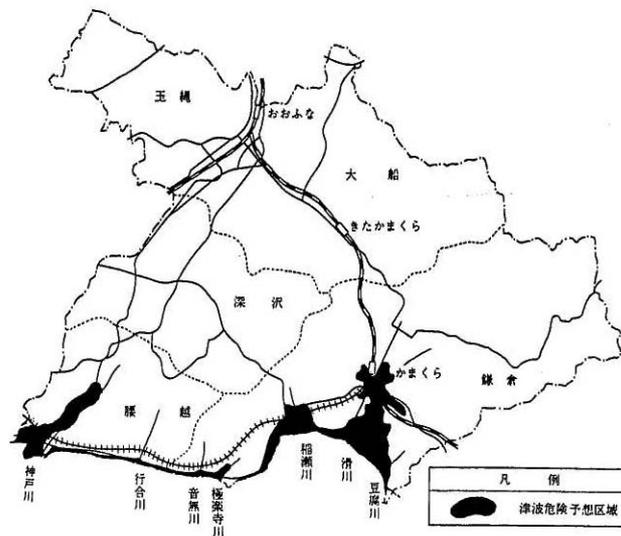


図7：津波危険予想区域（出典：鎌倉市地域防災計画）

また、JR鎌倉駅周辺と江ノ電腰越駅周辺には木造を含む商業系建築物が集積する市街地が形成されているなど、全体として地震に伴う都市火災等の都市災害発生の危険要素が増大する傾向にある。

こうしたなか、都市の骨格を形成する緑地は、火災発生時の延焼を防ぐ防災緑地としての機能を備えており、特に、市街化区域内やその周囲にあって市街地を分節している緑地は大きな役割を担っていることから、総合的な防災に配慮して、緑地とオープンスペースを配置することとしている。
 (図8参照)

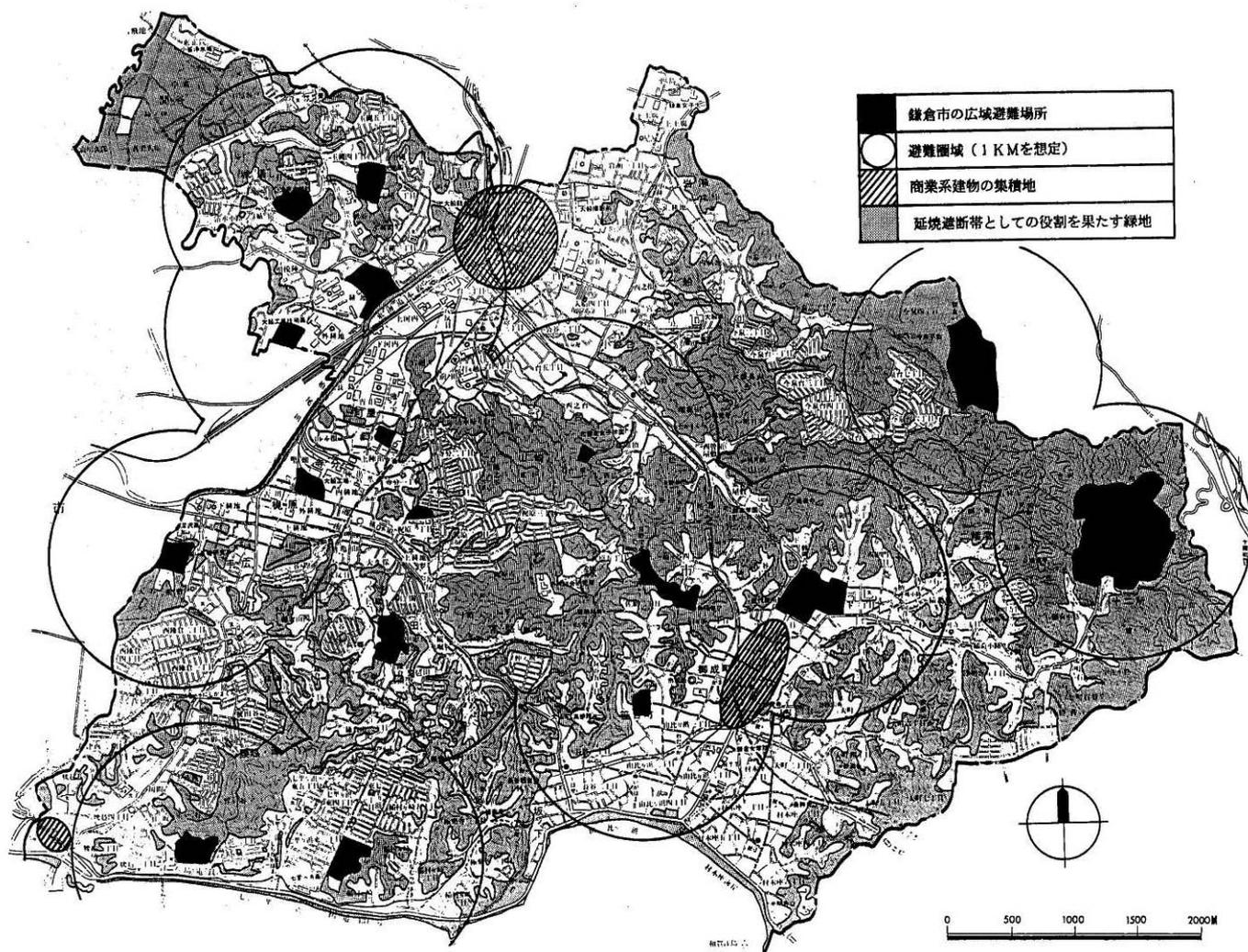


図8：市街地火災等の延焼防止などに資する緑地・オープンスペースの分布
 (出典：鎌倉市緑の基本計画)

5. 別荘地等の保全・活用

神奈川県のパシフィック沿岸地域のうち、葉山、逗子から大磯にいたる湘南海岸は、戦前、文化人等の別荘が集積するリゾート地帯として市街化が進められた。

鎌倉市においても、明治から昭和初期までに建てられた洋風建築物や、和風建築物が多く残されている。これらの建築物とともに、門や塀などの工作物を「景観重要建築物等」として保存・活用を図っている。

笹野邸



らい亭（旧清香園）



山椒堂（旧岩田宙蔵別荘）



洋館（古我邸）



旧安保小児科医院



表 2 : 鎌倉の都市景観重要建築物一覧

番号	名称・註	指定日
指定第 1 号	鎌倉文学館	平成 2 年 1 0 月 1 日
指定第 2 号	伊藤邸 (旧望洋楼)	平成 2 年 1 2 月 1 日
指定第 3 号	篠田邸 (旧村田邸)	平成 3 年 3 月 1 日
指定第 4 号	寸松堂	平成 4 年 2 月 1 日
指定第 5 号	日本基督教団鎌倉教会会堂	平成 4 年 3 月 3 0 日
指定第 6 号	日本基督教団鎌倉教会付属 ハリス記念鎌倉幼稚園	平成 4 年 3 月 3 0 日
指定第 7 号	かいひん荘 鎌倉	平成 4 年 8 月 1 日
指定第 8 号	石川邸 (旧里見淳邸)	平成 6 年 2 月 1 日
指定第 9 号	山崎邸	平成 7 年 1 月 1 日
指定第 1 0 号	川合邸	平成 7 年 1 月 1 日
指定第 1 1 号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	平成 7 年 1 月 1 日
指定第 1 2 号	鎌倉市長谷子ども会館 (旧諸戸邸)	平成 7 年 1 月 1 日
指定第 1 3 号	白日堂	平成 8 年 3 月 1 日
指定第 1 4 号	小池邸	平成 8 年 3 月 1 日
指定第 1 5 号	石島邸	平成 9 年 3 月 1 日
指定第 1 6 号	旧安保小児科医院	平成 9 年 3 月 1 日
指定第 1 7 号	高野邸	平成 1 0 年 4 月 1 日
指定第 1 8 号	村上邸	平成 1 1 年 1 2 月 1 日
指定第 1 9 号	旅館対僊閣	平成 1 2 年 1 0 月 1 日
指定第 2 0 号	笹野邸	平成 1 3 年 1 月 1 日
指定第 2 1 号	のり真安齋商店	平成 1 3 年 5 月 1 日
指定第 2 2 号	三河屋本店	平成 1 4 年 4 月 1 日
指定第 2 3 号	東勝寺橋	平成 1 4 年 4 月 1 日
指定第 2 4 号	らい亭・山椒洞	平成 1 5 年 3 月 3 1 日
指定第 2 5 号	湯浅物産館	平成 1 5 年 3 月 3 1 日
指定第 2 6 号	去来庵	平成 1 6 年 3 月 3 1 日
指定第 2 7 号	ホテル ニューカマクラ	平成 1 6 年 3 月 3 1 日

資料：鎌倉市資料

6.財団法人鎌倉風致保存会

(1) 鎌倉風致保存会の発足

昭和30年代の宅地開発ブームが鎌倉にも押し寄せ、鶴岡八幡宮裏山(御谷)までが開発の危機にさらされた。その際、地元住民を中心に古都としての景観と御谷の自然を守ろうと全国的な署名運動いわゆる「御谷騒動」が起こった。こうした中で、昭和39年12月に財団法人鎌倉風致保存会が誕生し、市民や企業からの寄付金等により御谷の山林1.5haの買収に成功した。理事長には、元電源開発株式会社総裁の藤井崇治氏が就任し、理事には作家の大佛次郎氏、常盤山文庫理事長の菅原通済氏ら、顧問に歴史学者の亀井高孝氏、画家の小倉遊亀氏ら鎌倉市在住の有識者が名を連ねており、同会は日本のナショナル・トラスト第一号といわれている。また、こうした運動を一つの契機として、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定されることとなった。

(2) 現在の活動等

鎌倉風致保存会の活動は一時期低調であったが、1980年代から再び活発となり、平成10年には会員制が発足した。その後の同財団の精力的な活動は多くの鎌倉市民の知るところとなっている。

同財団は横浜商工会議所名誉会頭である上野豊氏を理事長とし、その寄付行為には「鎌倉市内の自然の風光及び豊かな文化財を後世に伝えることを目的とする。」と目的が掲げられ、様々な事業を行っている。

役員・事務局員・会員数

・理事長	1名	・監事	3名
・副理事長	1名	・評議員	9名
・常務理事	1名	・事務局	5名
・理事	5名		
・会員数	616名	(平成17年3月31日現在)	

主な事業〔()は平成17年度予算額〕

ア.緑地保全事業(5,778,000円)

十二所果樹園の保存と公開、買収した笹目緑地や史跡・寺社所有緑地等の維持管理等を行う。

イ.建造物等保存事業(1,288,000円)

作家の故大佛次郎氏の茶亭を保存建物として指定し、同建物の維持管理に対し助成を行うとともに一般公開を行う。

ウ.普及啓発活動事業(1,939,000円)

中学生を対象としたボランティア体験学習の実施、緑化フェスティバルへの参加、チャリティーコンサートへの協賛等

7. 三大緑地保全の取り組み

鎌倉三大緑地は、鎌倉市の市街化区域に残された大規模緑地であり、昭和40年代から住宅地開発と保全の取扱いが課題となっている。

図9：三大緑地の位置

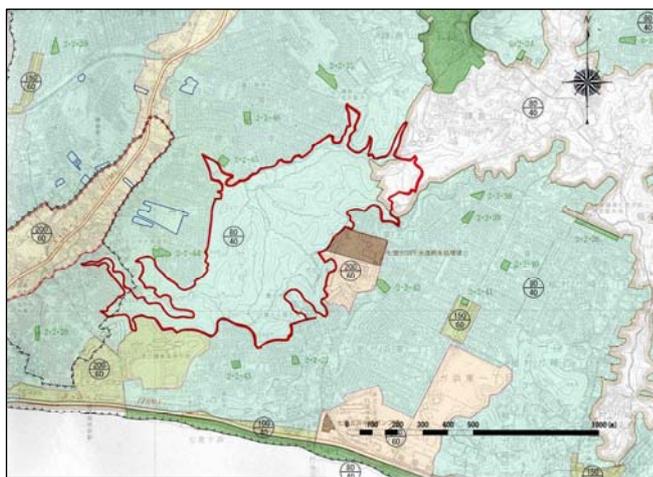


図10：広町緑地地区域図

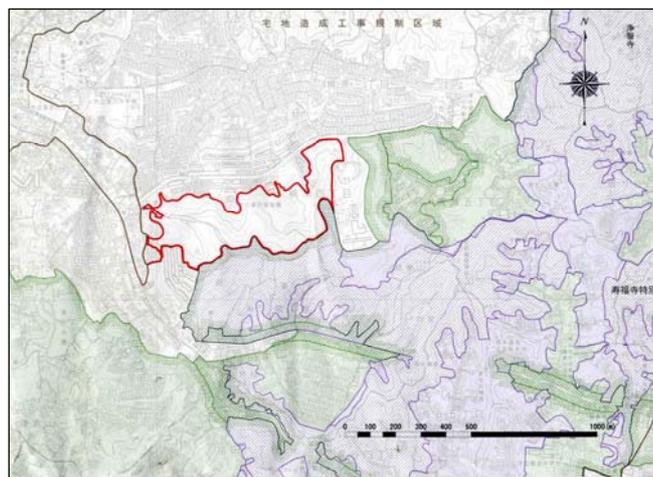


図11：常盤山緑地地区域図

出典：鎌倉市資料

常盤山緑地

全体面積	20.5ha
緑地の概要	歴史的風土特別保存地区と地形的一体性をもつ大規模樹林地であり、コナラ、エノキなどの2次林を主体とした良好な自然環境を有する。また、景観的にも市街地の背景をなす緑地として重要な役割を果たしている。
保全の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市 平成12年に市の政策会議で「三大緑地保全のための新たな基本方針」を政策決定し、常盤山を緑地保全地区として位置付ける方針が決定され、平成13年に改定された緑の基本計画に緑地保全地区として位置付けた。平成元年度から順次買入れや緑地保全契約の締結を行ってきたが、平成13年度以降、国の新たな補助制度（緑地保全等統合補助事業）を活用し、土地の買入れを行い、近々、特別緑地保全地区として都市計画決定される予定となっている。 ・神奈川県 国が平成12年に常盤山の南側斜面約2.5haを歴史的風土保存区域に指定した後、平成15年に同区域を歴史的風土特別保存地区に指定した。

広町緑地

全体面積	48.1ha
緑地の概要	市域に残る数少ない谷戸の自然的環境を残す大規模樹林地であり、二次林が主体をなすが、スダジイ萌芽林等の貴重な植物群集がみられる。また、市街地の背景をなす丘陵の自然的景観を構成する樹林地である。
保全の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市 平成12年に市の政策会議で「三大緑地保全のための新たな基本方針」を政策決定し、広町緑地を都市公園（都市林）として位置付ける方針が決定された。国庫補助、県の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行していくこととされ、平成13年に改定された緑の基本計画に都市公園（都市林）として位置付けた。 平成15年度に市民公募債の発行、緑地保全基金の充当、神奈川県からの支援、土地開発公社の活用等により一部の土地を取得した。残りの土地については国庫補助（都市公園事業費補助）を活用して取得していく。 ・神奈川県 鎌倉市からの支援要請を受け、かながわトラストみどり基金（20億円）を取り崩すことにより鎌倉市に対し同緑地の公有地化のための支援を行った。

台峯緑地

全体面積	36.7ha
緑地の概要	近接する鎌倉中央公園と一体となった、市域に残る数少ない谷戸の自然的環境を残す大規模樹林地である。コナラ、エノキなどの二次林が主体であるが、緑地の中心部に向かって谷戸が形成されていることから、ガマ、ヨシなどの湿地植生がみられる。東側の尾根沿いには、横須賀線（北鎌倉駅付近）からの車窓景観を構成する良好な樹林地が続いている。
保全の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市 <p>平成8年に策定された緑の基本計画に鎌倉中央公園の拡大区域として位置付けており、平成12年に市の政策会議で政策決定した「三大緑地保全のための新たな基本方針」においても位置付けの変更はなかった。</p> <p>平成16年度に鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会との間で、準備委員会は、台峯の約28.7haの樹林地における開発事業を取り止め、鎌倉市の緑地保全施策に全面的に協力するとともに、鎌倉市は、当該事業予定地について公有地化を図っていくという基本的方向性がまとまった。</p>

8. 樹林地管理事業

鎌倉市の旧市街地を取り巻く山丘は、鎌倉に幕府が置かれた時期に、防衛上の理由から尾根筋を中心に樹木が伐採され削平されていた。その後マツ類やクヌギ・コナラなどの薪炭林が成立したが、山林の管理が行われなくなった上に表土が薄いため、豪雨等により樹林地斜面の崩落が発生しやすい状況にあるなどの課題がある。

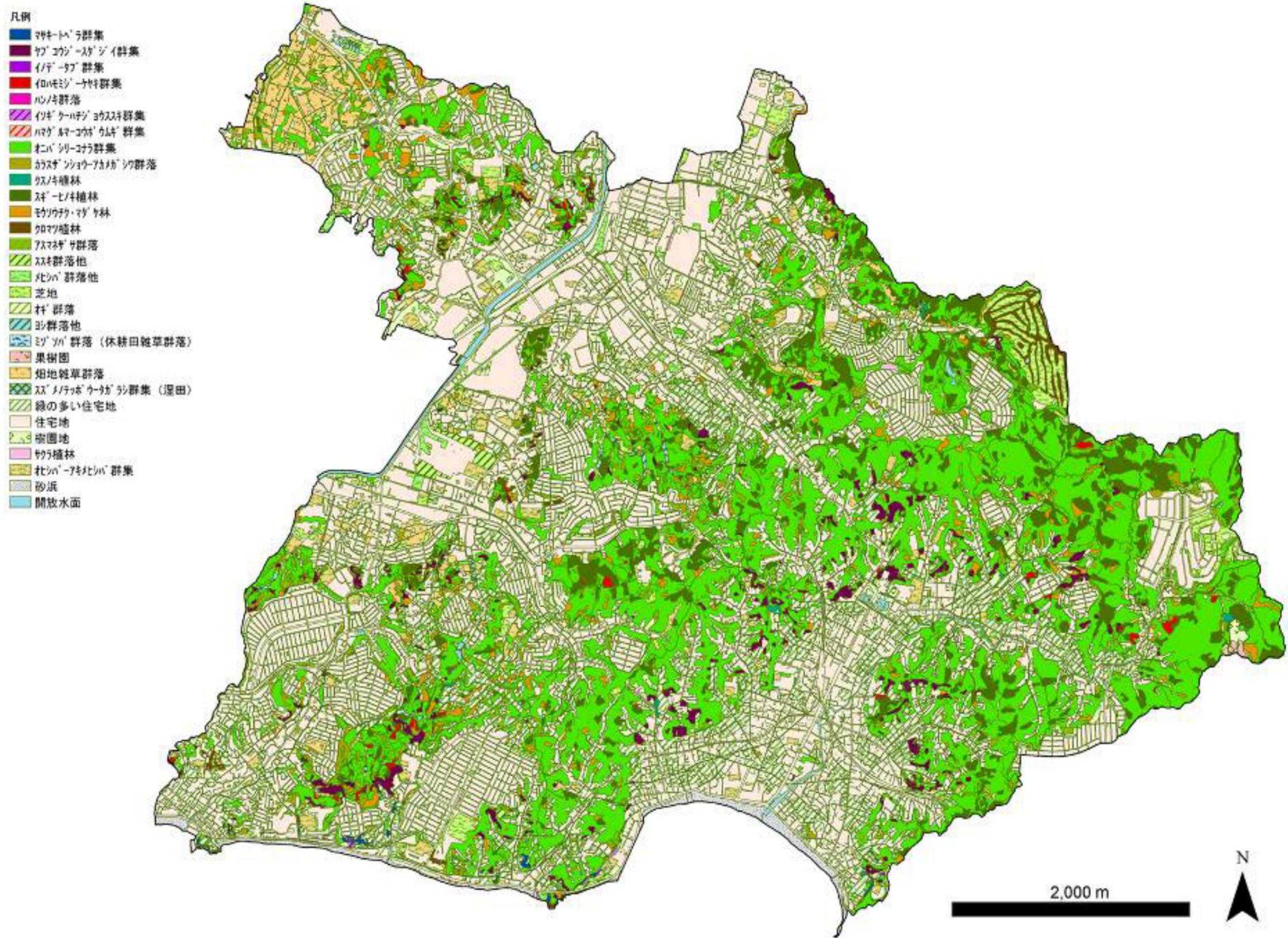
樹林地管理事業は樹林を良好に保持するため、所有者に代わって鎌倉市が樹林の管理を行う制度で、管理の内容は、家屋等に被さる枝払いや人工林の枝打ち等を行っている。

根 拠	鎌倉市樹林の管理に関する要綱 (昭和63年5月制定、昭和63年5月施行)
対 象	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然環境保全地域、緑地保全推進地区
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度 18,029,340円 ・平成13年度 19,449,675円 ・平成14年度 19,414,500円 ・平成15年度 19,898,865円 ・平成16年度 14,683,200円



樹林地斜面の崩落の様子

図 1 2 : 鎌倉市植生図



出典：鎌倉市資料

9. 市民活動による取り組み

鎌倉市には自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体が存在する。これらの団体の平成13年度の活動内容は以下のとおりである。

団体名	鎌倉を美しくする会	会員数	38名	代表者	平田胤幸さん
活動目的	まち中の散乱ごみゼロと公衆トイレの美化				
<p>【活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大船駅東口・西口のバス、タクシー乗り場に灰皿設置後の定期観察(2001年12月～2002年3月) ● 市民活動フェスティバル参加展示(4月28日～5月1日)「まちの違反広告がなくなれば…」 ● ゴールデンウイーク若宮大路清掃参加(5月3日～5日) ● 展示物「まちの違反広告がなくなれば…」パネルを玉縄中学校・大船中学校へ貸し出し(5月～7月) ● クリーンアップ鎌倉2001へ呼びかけ団体として参加、由比ガ浜海岸を担当(6月3日) ● 平成13年度神奈川県環境保全・美化運動功労賞受賞(6月29日) ● 花火大会当日に、由比ガ浜海岸と若宮大路で携帯吸殻入れ配布とポイ捨て防止袋配り(8月10日) ● 花火大会翌日、由比ガ浜海岸の早朝清掃に参加(8月11日) ● 市と協働で鎌倉駅地下道ギャラリー展「クリーンかまくら条例施行啓発」(10月5日～17日) ● 違反屋外物広告に対する市の対応 ゲスト:都市景観課斉藤和徳さん(10月3日) ● 市と協働して大船駅東口バスターミナル・タクシー乗場に灰皿6個、西口タクシー乗場に1個設置実現。実現までに1年半経過(12月25日) ● 正月三が日若宮大路啓発清掃。携帯吸殻入れ配布(1月1日～3日) ● セブン-イレブンみどりの基金から支援を受ける。正月三が日若宮大路清掃結果と礼状(1月8日) ● C.O.P.総会参加、他の美化団体との交流。(1月20日) ● 「大船駅周辺の美化問題(通い道クリーン運動)」事業所との懇談会、大船工業倶楽部(54)中15事業所(従業者数200名以上)出席(3/6) <p>【活動の成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民活動フェスティバル展示「まちの違反広告がなくなれば…」ブリキ板広告撤去アピール」を10月に鎌倉駅地下道ギャラリーでも展示。積極的な公共空間の美化とルール作りの必要性を感じています。 ■ 大船駅東口バスターミナルとタクシー乗場・西口タクシー乗場に計6基灰皿設置が実現。JTが灰皿を鎌倉市に寄贈、鎌倉市は灰皿と土地を提供、バス・タクシー会社が灰皿の清掃管理をする仕組みを鎌倉を美しくする会がコーディネートし、バスターミナル一帯が大変きれいになりました。 ■ キープ鎌倉クリーン推進会議との連携活動も活発になっています。 					

団体名	山崎の谷戸を愛する会	会員数	631名	代表者	相川明子さん
活動目的	自然保護、環境教育、公園づくり、政策提言				
【活動の内容】					
1 行政との連携					
①鎌倉中央公園運営協議会に管理運営登録団体代表の市民委員として出席した。					
②公園緑地課・生涯学習課と常時話し合いの場を持って、協働事業・自主事業を進めた。					
2 公園協会との連携・事業協力					
①「市民による農業体験」事業の中で、世話人10数名が補助指導員を務め、一般市民の参加をコーディネートした。					
②子どもの体験学習の指導者を務めた。					
③ホタル保護のための「ホタルの紙芝居」(なかよし会中心)に協力した。					
④鎌倉中央公園フェスティバルの実行委員会を中核となって推進し、市民活動団体の展示、炊き出し、子どもの遊びの企画運営を行った。					
3 自主活動					
①第11回総会に合わせて、記念講演「田んぼの恵み」(講師宇根豊氏)を開催した。(7月22日)					
②田畑の耕作で、環境に負荷をかけない農法を推進し、生き物調査を行った。					
③子供自然探検隊(会員の小学生隊員47人)を年8回行った。					
④一日里山冒険遊び場(一般公募)を年4回行い、自然の中での遊び方を広めた。					
⑤「田んぼの学校」企画コンテストで優秀賞を取り、子どもの環境教育の場と保全のために、湿地復元と草刈を年間通して行った。					
⑥機関紙「谷戸だより」を隔月に発行した。					
⑦毎月定例の世話人会を行った。					
4 市内外の小中学校の学習指導					
藤沢市立羽鳥中学校2年の谷戸体験学習の指導(6月28日)、山崎小学校でわら細工の出前授業(12月17日)など(6月28日)。					
5 他団体との連携					
6 講師、事例発表					
①自治体学校in神奈川で「緑と水と環境を保全するまちづくり」の報告(8月4日)					
②全国ボランティアフェスティバルかながわで「地域を耕すNPOの役割」発表(9月23日)					
③NACS-J自然保護セミナー「自然を守るあの手この手」の講演と谷戸案内					
④よこはま市民カレッジ「もうひとつのライフスタイルとしてのボランティア」の講師(11月28日)					
7 他団体活動への参画					
【活動の成果】					
①公園緑地課との協働で実現できる作業が増え、助成金や賞金を得ることで進展した。					
②「一日里山冒険遊び場」が多くの市民層の共感を得たり、小中学生の谷戸体験学習の要望が高まり、「田んぼの学校」としての谷戸保全作業の範囲が広がることで、市民活動団体の信頼度が大きくなり、行政から委託案が出るに至った。					

団体名	鎌倉で炭を焼く会	会員数	14名	代表者	井上孝次さん
活動目的	緑化の推進、自然保護、環境教育、政策提言				
【活動の内容】					
○鎌倉中央公園内で炭焼き窯づくりと炭焼きを実施					
<ul style="list-style-type: none"> 1999年以来積み重ねてきた公園緑地課との協働に加え、「財団」から助成金が得られたため、本格的な窯の築造と連続50時間に及ぶ炭焼きが実現できた。 炭焼き窯の築造は2001年10月中旬より2002年2月中旬まで 炭焼きは2002年2月、3月の2回実施し共に成功裏に終了。 					
○雑木林の保全作業					
<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉中央公園内の炭焼き窯近辺雑木林の下草刈り、除間伐作業。 炭焼き窯築造作業と併行して作業。2001年10月より2002年3月まで35日実施。この作業には深沢小PTA有志も参加。 除間伐で得た材は炭焼きの炭材として活用。 					
○市民による農業体験					
<ul style="list-style-type: none"> (財)公園協会との連携により、鎌倉中央公園における田畑の補助指導員として、農作業の中心的役割をした。(年間 畑10日 田んぼ60日) 					
○谷戸塾の開催(2002年3月21日)					
<ul style="list-style-type: none"> 谷戸塾を主催し「谷戸の景観をつくるー雑木林の手入れと炭窯づくり」を第2回の炭焼きとともに実施。(一般市民も含み32名参加) 					
○小中学校の総合的な学習・谷戸体験学習の指導実施					
<ul style="list-style-type: none"> 深沢小学校PTA父子10組の雑木林保全作業の指導。 鎌倉市内の中学生(主に3年生)の下草刈りボランティアのうち鎌倉中央公園で行われた深沢中、手広中、玉縄中を風致保存会に協力して指導。 山崎小学校5年「谷戸の自然観察」の指導。御成中1年総合的な学習の指導。など 					
○行政との連携					
<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉中央公園運営協議会へ市民委員を派遣。 公園緑地課主催「鎌倉中央公園運営協議会の見直し検討会」に参加。 緑地海浜部次長、課長、係長等と市民委託・(財)公園協会との協同について話し合いを重ねた。 					
【活動の成果】					
○田畑の農作業体験作業により谷戸環境が維持できている。この作業は当会の会員をはじめとする補助指導員が主であり、もっと一般参加者増加の工夫が必要。					
○炭焼き窯ができたことにより、雑木林保全作業によって生まれる間伐材や落ち葉などを木工用の材、堆肥や炭などの形で上手に活用し、谷戸の環境に返す環境の循環が実現されるとともに、景観や生態系が守られる。					
○継続した雑木林の保全作業により、その重要さや炭焼きに対する理解が深まった。また、継続した「下草刈り」により、「タチツボスミレ」や「やまゆり」が復活した。					

団体名	かまくら環境会議	会員数	74名	代表者	平田貞夫さん
活動目的	自然保護、調査活動、啓発、学習会、環境学習支援、情報発信				
【活動の内容】					
○鎌倉市の河川維持管理協力団体として、扇川の清掃・除草と生物・水質調査を奇数月の第4土曜日に水部会を中心に行った。					
○環境学習支援として10月に関谷小学校6年生を対象に関谷川環境調査を行った。					
○ふれあい環境教室として、夏は「ビンのリサイクルとリサイクルタイルに絵付け」秋と春は鎌倉中央公園で「環境ボランティア入門」と「里山で春をさがそう」をテーマに里山の生植物の観察と保全作業の体験をした。					
○海岸生態観察として、5月に「海岸調査と磯遊び」を行い鎌倉の海の現状を知った。					
○学習会として「戦争と環境問題」というテーマでアフガニスタンの現状報告を聞いた。					
○鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、田畑の維持、生態調査、下刈り、子どもの体験学習に参加、また、中央公園フェスティバルに展示運営協力した。					
○会報「エコ・コミュニティ」4回と「会員だより」6回を発行した。					
【活動の成果】					
○水質、生物の調査データを市に提供し、共有することができた。					
○他の市民団体や企業との協働により、意識の共有が出来た。					
○環境学習では、一般市民や子どもたちの支援をすることで啓発の一端を担えた。					
○自然保護や里山の文化の継承に貢献できた。					

団体名	かまくら緑の会	会員数	60名	代表者	高柳英麿さん
活動目的	緑化の推進、自然保護、美化清掃、環境教育				
【活動内容】					
○若宮大路グリーンクリーン運動(6月3日) 平成6年より毎年環境月間の6月第一日曜日の前後に、若宮大路のクリーン運動を行っています。例年どおり植栽帯清掃、手入れのほか、今年度は市や関係団体と協力し、「美化宣言」を行いました。					
○フラワーロードの手入れ 県道停車場線に、周辺の商店、企業の方々と協力しあい、年に4、5回の花植え、手入れ、清掃を行っております。 6月—ベゴニア 7、9月—マリーゴールド 12月—パンジー					
○サクラの点検 当会が植樹や補植したサクラの点検や調査、手入れを行っております。 若宮大路—4回 祇園山—1回 JR線路横大町橋—1回					
○植樹 ソメイヨシノや市の木ヤマザクラを市内各所に植樹しております。特に今年は県の「千年樹(紀)植樹事業」に協力し、若宮大路(含段葛)に30本植えました。また、鶴岡八幡宮への奉納の植樹は、NHK大河ドラマの出演者を招いて行い、話題になりました。					
○視察・見学 鎌倉市内をはじめ、他の市町村の緑の様子を知ること、また会員同士の親睦をはかることを目的に、年2～3回行っております。今年は、鎌倉街道を歩く、東京の花めぐり、広町の森を歩く、箱根の施設視察などを行いました。					
○市「緑化まつり」参加 今年は、「輪投げゲーム」「緑のパネル展」を用意し、大勢の方の参加がありました。ゲームの収益金は「かながわトラストみどり財団」へ寄付しました。					
○講演会 3月22日に、東京大学大学院教授の渡辺達三先生による「都市と緑と環境」をテーマにした講演会が行われ、会員だけでなく、大勢の市民の方の参加がありました。					
○その他 (財)都市緑化基金の主催する「緑の都市賞」に応募し、『都市緑化基金賞』を受賞しました。					
【活動の成果】					
「町の緑も大切にしよう」というスローガンのもと、若宮大路やフラワーロードの手入れ等を行っていますが、地域の人々や商店街の方の緑への意識が高まってきているのを感じます。若宮大路や市体育館など、大勢の人の目に触れる場所に植樹をする、常に気を配り、手入れをするなどの効果の現れではないかと思えます。					

団体名	鎌倉ホタル保存会	会員数	10名	代表者	前山洋子さん
活動目的	環境整備、育成、セミナー、水質検査				
【活動の内容】					
環境整備、セミナー、水質検査、見学					
○各月の主な活動					
4月	環境整備	カワニナを放流			
5月	〃	開発工事のコンクリートミキサー車がコンクリートを流してしまった。			
6月	〃	昨年ホタル100匹まで出たのに、今年はたった5匹。 四季の森公園見学			
7月	〃	水質検査			
8月	〃				
9月	〃				
10月	〃	芹を植える			
11月	〃	〃			
12月	〃	〃			
1月	〃	〃			
2月	〃	〃			
3月	〃	〃			
毎月2～3日(8、9月を除く)清掃					

団体名	鎌倉の川びらきの会	会員数	30名	代表者	藤井経三郎さん
活動目的	鎌倉の川をテーマとした環境学習と美化・清掃				
【活動の内容】					
○8月4日(土) 9:00～16:00 早稲田大学の学生を中心とした中世土木遺構学生調査会のメンバーが中心となって「中世城塞都市鎌倉 歴史遺産地図」六曲屏風を制作した。					
○展示					
11月13日～25日 鎌倉の歴史遺産展—世界文化遺産登録に向けた発掘調査(中央図書館)					
11月17日 古都・21世紀鎌倉会議(鎌倉女子大学二階堂学舎)					

団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	122名	代表者	岩田晴夫さん
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				
【活動の内容】					
<p>私達は、(財)日本野鳥の会・神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティーの向上をはかることを目的として活動を実施しています。</p>					
<p>① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月2回実施。 自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上)を図ること等が目的です。コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993年5月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園第一工区および予定地の動植物調査やエコアップ(1993年5月～)等の作業を実施。</p>					
<p>② 源氏山公園(1984～)と散在が池公園(1985～)の巣箱と野鳥誘致施設の管理。</p>					
<p>③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。</p>					
<p>④ 平成6年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)の活動を年間10回指導。</p>					
<p>⑤ 鎌倉市路政課から「道路河川維持協力員」の委嘱を受ける(1997～)。 鎌倉市下水道河川整備課から依頼され、私たちが作成した「御谷川(扇川)のエコアップ基本案」を基に、御谷川の多自然型河川改良整備が実施されています。 かまくら環境会議水部会と共同で、佐助川と御谷川(扇川)のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。</p>					
<p>⑥ 鎌倉中央公園運営協議会に委員として参加。 鎌倉中央公園の整備に対し、既存の動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な改善案を提示し、エコアップ作業と整備工事による環境への影響調査を実施。樹木の間伐や下草刈りの時期や方法についても指導。</p>					
<p>⑦ 鎌倉中央公園「谷戸講座」の講師を務める。</p>					
<p>⑧ 「鎌倉中央公園フェスティバル」に参加出展。</p>					
<p>⑨ 深沢公民館の高齢社会セミナー「バードウォッチング」の講師を務める。</p>					
<p>⑩ (財)鎌倉風致保存会の御谷・十二所果樹園・常盤邸跡地の下草刈り等に協力。</p>					
<p>⑪ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議と協力し、鎌倉市の後援を得て実施し(1996～)、海岸動植物の保護策を提言しています。</p>					
<p>⑫ (財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1/15)。</p>					
<p>⑬ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳づくり、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査等を実施。</p>					
<p>⑭ 自然観察・自然保護活動を中心とした自然情報の交換を目的として、パソコン通信網「KJG-NET」を一般に開放(1992年～)。</p>					
<p>⑮ 台峰の自然を守る会、北鎌倉景観トラスト、広町台峰トラスト等の自然保護団体や自治会の自然観察会等に講師を派遣。</p>					
<p>⑯ 鎌倉メダカの保護増殖活動。市役所前のビオトープ池の整備計画に協力。</p>					
【エコアップ活動の成果】					
<p>市内各地において、アカガエルの産卵に備えて湿地の整備を行い、産卵量と成体の個体数が増加している。長年の苦労が実り、佐助稲荷にゲンジボタルが復活し、数十頭が自然発生している。鎌倉中央公園内で採種した種子から育てたヤマハッカ・リュウノウギク・シラヤマギク・アザミなどの野草の苗を植え、保護増殖させている。市内の動植物のリストを整備している。</p>					

団体名	鎌倉リサイクル推進会議	会員数	199名	代表者	高田晶子さん
活動目的	ごみの発生抑制・減量・資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
【活動の内容】					
○展示部会 常設展示の他に「春のリサイクル作品展」「秋のリサイクル作品展」を開催し、教室参加者の作品を一堂に集め展示した。また、昨年に引き続き「鎌倉駅地下道ギャラリー展示」は6月・11月の2回、「リサイクル作品とパネル展示」を通して、多くの市民や観光客にアピール。					
○情報部会 □かわら版(行事日程表とその内容案内)を毎月発行。 □会報「ラ・ラ・ラ」(会の活動紹介)第8・9号を発行。 □情報シート等(リサイクル実践に役立つ情報提供)として、「放置自転車のリサイクル販売店改訂版」「電動式生ごみ処理機購入の参考手引き改訂版」を作成。 □取材レポート(フォーラム・学習会の活動記録)として、「今、故繊維リサイクルが危ない」「鎌倉市の古布回収」「ごみ処理有料化制と戸別収集 日野市50%減量に学ぶ」を作成。					
○学習部会 □「ゼロエミッションに向けて～私達にできること」西鎌倉小学校総合学習講師:会員(6月) □「今、故繊維リサイクルが危ない」講師:ナカノ株式会社 中野聰恭氏(6月) □「鎌倉市の古布回収」講師:鎌倉市資源回収協同組合 宮沢勝久氏(6月) □「リサイクラー生徒の疑問に答えます」西鎌倉小学校総合学習 講師:会員(10月) □「ごみ処理有料制と戸別収集 日野市の50%減量に学ぶ」講師:日野市役所 楢本昭氏(10月) □「鎌倉市のごみ半減に向けた取り組み」講師:鎌倉市役所 担当職員(1月) □「横須賀市のリサイクルプラザ“アィクル”見学会」(2月) □「私の履歴書と環境問題—家庭ごみを減らす」玉縄中学総合学習 講師:会員(2月)					
○イベント部会 □リサイクルマーケット(年5回/5・7・9・11・1月) □不用家具の抽選会(年3回/6・10・2月) □古着・古本交換会(年1回/3月) □これらの開催時にショップ(ラ・ラ・ラのお店)で廃食油から作った石けんの販売やこども工作教室を実施。					
○生活の知恵教室部会(年間の教室開催回数) □生ごみ減量教室(12回) □衣類リフォーム教室(44回) □廃食油せっけん教室(7回) □衣類お直し教室(24回) □リサイクル工作教室「牛乳パックから紙すき」「広告紙や梱包テープを使ってカゴづくり」「ダンボール工作」「わら細工」「木片・糸のこ工作」「廃木材工作」「割れタイル工作」「空きカンなどでペイント工作」「端ぎれでつくるきれ画」「松ぼっくり・ペットボトル工作」(36回) □修理修繕教室「大工道具の使い方」「椅子・網戸・ふすまの張替」「包丁研ぎ」「ペンキの塗り方」「傘直し」(9回) □リサイクル手芸「はぎれでパッチワーク」「パッチワーク入門」「手持ち毛糸で編み物」「袋もの」「裂き織り」「布ぞうりづくり」「アクリル毛糸のタワシ」(122回)					
【活動の成果】 市契約274回に対し、事業実施回数309回、参加者数は8145名に達した。市民が企画運営する公設民営型の活動が着実に成果を上げている手ごたえを感じている。					

団体名	キープ鎌倉クリーン推進会議(略称 KKC)	会員数	34名	代表者	高田晶子さん
活動目的	まち中の散乱ごみゼロをめざした美しいまちづくりと人づくり				
【活動の内容】					
*「通い道クリーン運動」年12回実施 定例会終了後、市役所から鎌倉駅西口までごみ拾い					
* 市民活動フェスティバル参加展示(4月29日～5月4日)					
* ゴールデンウィーク 若宮大路清掃。会のゼッケン初使用(5月1日～5日) (社)食品容器環境美化協会から活動時着用ゼッケン100枚の支援を受ける					
* まち美化推進協議会公募市民委員としてKKCから2人参加(6月1日)					
* クリーンアップ鎌倉2001海・まち・山の3方面から清掃開始(6月3日) KKCは実行委員会に参加し由比ガ浜海岸を担当					
* JT携帯吸殻入れ1万個鎌倉市に寄贈 KKCコーディネート					
* 花火大会会場PM3時～ 4時 由比ガ浜海岸で携帯吸殻入れ配布(8月10日) " PM5時～10時 5箇所で散乱防止袋配りとごみの拠点回収及び分別の呼びかけ					
* 由比ガ浜海岸等 花火大会翌日早朝7時～清掃に参加(8月11日)					
* 提言 提出先:鎌倉市・観光協会「花火大会散乱ごみ防止対策」(8月14日)					
* 提言 飲料メーカー18社「飲料用自販機付設回収容器について」 回答10社					
* 2002年10月1日 クリーン鎌倉条例施行スタート!					
* まち美化推進員:KKCより4人参加 (10月1日)					
* 通勤者対象たばこの吸い殻ポイ捨て防止啓発活動 鎌倉駅 AM7～8通勤者に携帯吸殻入れを配布(10月3日) 大船駅 AM7～8通勤者に携帯吸殻入れを配布(10月9日) 北鎌倉駅 AM7～8通勤者に携帯吸殻入れを配布(11月15日)					
* 「クリーン鎌倉条例施行啓発」鎌倉駅地下道ギャラリー(10月5日～20日)					
* 天津小湊環境クリーンボランティアと交流会(10月26日)					
* 正月三が日若宮大路啓発清掃と携帯吸殻入れ配布(1月1日～3日)					
* 「大船駅周辺の美化問題(通い道クリーン運動)」事業所との懇談会(於:横浜銀行 3月6日) 大船工業倶楽部(54)中15事業所(従業者数200名以上)出席					
【活動の成果】					
年間1800万人もの観光客が訪れる鎌倉にあって、美しい公共空間を守り育てていくために不可欠なまち美化市民条例案に関わって5年。鎌倉にもやっと「クリーンかまくら条例」が誕生し10月1日から施行スタートしました。条例の実効性を高めるための美化システムづくりの活動は一定の成果を挙げました。					

団体名	鎌倉湖エコクラブ	会員数	35名	代表者	横溝節夫さん
活動目的	自然環境保全、環境学習会、水質測定、小学生の体験学習援助				
【活動内容】					
○公園(滝の入北公園)、緑地(今泉台1号～8号、今泉1号)、砂押川上流域(不動橋付近、上流)の環境保全として、倒木、蔓、雑草の除去、ごみ清掃を定期的に行っている。					
○環境学習会として6月にホテルフォーラムを開催。約100名の市民が集まり、活発な意見交換があった。					
○水質測定は定期的に数ヶ所で行っている。鎌倉湖及び湖から流れる水の伝導率が異常に高く、池の汚濁が心配である。					
○小学生の体験学習援助は今泉小学校、富士塚小学校で行われ、鳥の話、六国見山での自然体験、散在ガ池(鎌倉湖)及び周辺の自然観察、鳥の巣箱作りとかけ作業、昔あそび等を行った。今後増えることが予測される。					
【活動の成果】					
昨年まで成果の出ていたホテルの保護保全について、生息域の近くの土地の権利問題が発生したので、主な活動は砂押川上流域の棲息動物の復元に移した。ホテルについてはかなりの成果があった。					
小学生の体験学習援助は年間20程度あり、子ども達とのコミュニケーションにも成果が出ている。					
また、周辺住民にも我々の活動に対して理解が深まってきた。					

団体名	鎌倉市消費者婦人団体研究会	会員数	230名	代表者	関根寿子さん
活動目的	地球環境保全、自然環境保全、循環型社会の構築				
【活動内容】					
リサイクル、消費・生活、環境教育・学習、調査					
○年間を通して地球温暖化防止のため、生活に必要な電気、ガス、燃料等の省エネの工夫を呼びかけている。また、再生紙(トイレトペーパー、ティッシュペーパー等)の共同購入(静岡県富士市の会社から)、衣料のリフォーム教室を月2回実施。					
○第29回不用品交換即売会実施。					
○消費者団体として、市民活動課の講演、講座、生活展、施設見学等に参加。					
○研修 ごみ半減問題について、食の安全～表示について					
県消費者団体研究活動等報告会及びシンポジウム「神奈川の水源地環境を考える」参加、移動教室「消費苦情相談の中から」					

団体名	鎌倉市民同窓会	会員数	47名	代表者	藤井経三郎さん
活動目的	公共交通、自然保護、清掃・美化、湧水などを通したまちづくり				
【活動内容】					
<p>私たち市民同窓会では、環境・福祉・文化の3分野について活動をしています。今年度は、環境問題と美化清掃活動について重点的に行いました。</p>					
<p>■ 環境問題では、北鎌倉の地域に、滾々と自噴する200ヶ所もの『上総掘り工法』による『掘抜き井戸』の存在を知った頃から、潤いと安らぎのあるまちづくりに重要なものとして、『古都』とか『文化都市』と言われている鎌倉を、『湧水都市』と呼ばれるようにしたいと考え、『環境事業団』の助成を受け、『湧水シンポジウム・湧水ウォーク・湧水都市との市民交流』等を行い、その存在を広くアピールしてきました。12年度に井戸掘削を開始。13年度は、自噴した湧水を利用した『ビオトープ池』を造り、潤いと安らぎのある水辺を作る計画を立てました。池と周辺整備については、専門業者に施工してもらうのではなく、当団体を中心に住民参加や生徒の体験学習等により市民が一体となって造ることを念頭に行いました。</p>					
<p>■ 美化清掃活動については、各種団体と連携を取りながら、地道な活動を行いました。</p> <p>(4月3日)地元ケーブルテレビで上総掘り井戸掘削の様子が一週間にわたり放送された。</p> <p>(5月)グリーンクリーン清掃活動に参加。また、ビーチクリーン運動にも参加。</p> <p>(7月4日)テレビ東京で、北鎌倉の湧水を仕込み水とした地ビールと井戸掘りの様子が放送。</p> <p>(9月11日)地下水の自噴が本格的に始まる。</p> <p>(10月1日)当会の陳情がきっかけになり、シンポジウムの開催・連絡協議会が発足、条例の制定に結びついたという経過があり、念願の『クリーンかまくら条例』が施行された。</p> <p>(10月)若宮大路アドプトプログラムに参加</p> <p>(11月3日)『北鎌倉匠の市』で『北鎌倉は湧水のまち』と井戸の写真・マップ・上総掘りの模型等を展示してキャンペーンを張り、まちのイメージアップに努めた。</p> <p>(12月13日)NHK『首都圏ネットワーク(自然の恵み湧水のある暮らし)』で北鎌倉の自噴井戸と人々の生活や、上総掘りについて放送された。</p> <p>(2月10日)『文芸春秋3月号』写真家木暮茂夫氏撮影の『鎌倉で井戸を掘る』が5頁分掲載</p> <p>(3月23日～24日)『湧水池づくり』のため、地元町内会・岩瀬中学校エコクラブ・国大附属中学校科学部等の参加の中、23日に池周りに木曾石を据え、24日に池底に粘土を塗り注水。</p> <p>(3月25日)神奈川新聞に掲載。(3月31日)地元ケーブルテレビ『湧水池づくり』が放送。</p> <p>(3月31日)4月16日開催の上総掘りを記録した写真展『夢を掘る』の記事が掲載される。</p>					
【活動の成果】					
<p>■ 『潤いと安らぎのあるまちづくり』の一環として『上総掘りによる自噴井戸の掘削』を12年度に引き続き行い、技術の伝承や小中学生にとっては貴重な体験学習・環境教育の場となる。伝統的工法のため、珍しさもありテレビでの放送や、多くの新聞にも掲載され世間に話題を提供できた。地下水が自噴した後の、湧水を利用した『ビオトープ池』づくりについては、近隣住民の参加や中学生の体験学習等により市民が一体となって造ることができ、テレビでの放送や新聞、文芸春秋等の雑誌にも掲載された。</p>					
<p>■ 『鎌倉の湧水』については3年間に渡り活動した結果、上記普及啓発・実践活動を発展的に行うことが可能となり、今まで無名だった『鎌倉の湧水』の存在が広く知られるようになった。自噴する地下水は『水質基準に適合する』との検査結果が得られ、『おいしい水』との評判も立ち、ペットボトル持参で水を汲みに来る人も増えた。横浜の地ビール会社がこの地域の湧水に着目し、地ビールが製造され新たな産業を生み出すなど、一本の井戸を掘ったことを通して人々は感動し地域が活気付き、波及効果として『古都』とか『文化都市』と呼ばれる鎌倉に『湧水都市』としてのイメージが定着しつつある。費用対効果が高かったことを実感した。今後の課題として水資源の保全についての普及啓発活動や環境教育について考えたい。</p>					

団体名	湘南省エネネットワーク	会員数	24名	代表者	五味 一雄さん
活動目的	地球温暖化防止、省エネルギー、環境学習、広報普及地域活動				
【活動の内容】					
<p>① 地球温暖化防止に寄与するため、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減すなわち会員の各家庭で、省エネルギー(電力・ガス・水道)に取り組む。</p> <p>② 年8回程度の例会を開催し、省エネ技術について調査・研究・実践など情報交換をおこない、省エネのレベルを高めると共にそれらのノウハウの蓄積・資料化に努める。</p> <p>③ 中国大連市との草の根の省エネ交流(11月) 公益信託地球環境日本基金の2001年度の助成を受け、中華人民共和国大連市における住宅地域での省エネルギーの普及啓発促進活動を行った。</p> <p>④ 省エネルギーの普及啓発の活動</p> <p>i 「かまくら市民活動の日」フェスティバル 出展(4月)</p> <p>ii 「エコタウンかながわ2001」参加・出展(10月)</p> <p>iii 内閣府の広報番組「日本みたまま《コマメにくらして地球温暖化を防ごう》」のなかで会員の2家庭の省エネが全国約200社のケーブルテレビを通じて紹介された。(1月)</p> <p>iv 「省エネルギー・フォーラム」“地球の未来のために私たちができること”を開催(1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「循環型社会におけるスマートな暮らし方」 日本電機工業会・環境技術委員会委員長 高橋 徹也氏 ・ベンチマーキング「内外との交流を通じてスマートライフを学ぶ」 <ul style="list-style-type: none"> a. 中国・大連市を訪問しての省エネ普及広報地域活動紹介 b. 千葉県・鎌ヶ谷市での省エネルギー活動の取組紹介 ・パネルディスカッション「私の省エネ術」 <p>v 省エネルギー対策と地球環境保全への理解を深めることをねらいとした省エネルギー月間(14年2月)の主要イベント「ENEEX展2002」に「省エネ共和国」として参加・出展、市民団体の省エネ活動を紹介した。</p>					
【活動の成果】					
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネの知恵と工夫とその実践を重ねる中で、会員の多くは3年で2~3割カットを達成した。 ● 省エネルギー行動の発展過程において、個人レベルでの「問題発見」から次のステップの個々の家庭の「問題解決」をはかり、さらに会員同士の「情報交換」などで高水準の省エネの知識の共有が達成された。 ● 最終段階というべき第4・5段階の地域・社会への普及啓発、貢献の活動に重心を移行しつつある。しかし、そのハードルは高く、斬新な取組と使命感が求められている。 					

団体名	パパラギ海と自然の教室	会員数	400名	代表者	武本 匡弘さん
活動目的	「まずはもっと海や自然を好きになろう」をテーマに自然の楽しさ、大切さを伝える				
【活動の内容】					
○海岸生物観察会 材木座和賀江や江の島南側にて、潮だまりの生物を観察する。身近な海にこれほどまでに豊かな生物達が生きていることを再発見する。バーチャルな世界のみで娯楽を求めることになりがちな子供に、直接自然に触れる楽しさを味わってもらい、すべての生物は互いに関係し合って生きていることを実感してもらう。					
○スノーケリング教室 マスク、スノーケル、フィン、たったこれだけで海がこんなにも楽しくなるという体験をしてもらう。安全に海を楽しむためのルールを身につける。江の島のイメージが一新するほどの生物を楽しんでもらう。材木座でも開催。					
○エコツアー その地域に精通したスタッフが、生態系全体の解説をしながら自然を楽しむツアー。スノーケリングやダイビングも楽しむ。					
○ナチュラリストの講演会 J.モイヤー氏(海洋生物学者)や中村宏治氏(水中写真家)の講演を行い、海の楽しさを再発見。					
○その他 ・鎌倉市立第一中学校の「ふれあいサタデー」講師、公民館観察会など ・地球環境を考える集い主催 ・指導員の育成					
【活動の成果】					
<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年度は、海岸生物観察会延べ500名以上、スノーケリング教室延べ700名以上の参加があった。 ● 小中高大学それぞれにおいて、環境教育プログラム実施。 ● 鎌倉芸術館にて海を感じるコンサートと題して、海に足を運べない方にも海の楽しさを伝えた。公共団体も個人も非常に喜んでくれており、環境問題の啓発活動として成功している。フジテレビのニュース、TVKの番組でも取り上げられ反響を呼んだ。 ● 2001年マリンジャーナリスト会議MJC大賞エコロジー部門受賞 					

団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	4500名	代表者	佐藤 魁さん
活動目的	「広町の森」保全				
【活動内容】					
1 市民集会:市民三団体共催で開催(9月16日)。「広町の森」保全のため何をすべきか討議。決議文採択。					
2 市長、副知事、事業者3社の本社、3事業者の主要取引銀行本店、国土交通省、環境省、金融庁をそれぞれ訪問し、市民集会決議を報告し「広町の森」保全を強く要請した。					
3 「広町の森」の土地鑑定を当会で依頼し、市長にその鑑定額を報告し、これを参考に「緑地基金」を活用して保全の道筋を立てるよう要請した。					
4 「自然観察研究グループ」をつくり、専門家の指導のもと、「広町の森」自然観察に取組み、データを集めている。貴重な生態系のデータがまとまれば市に報告する予定。また生物の保護にも取り組んでいる。					
5 平成10年度より始めた「鎌倉広町みどりトラスト」運動で3,352件「33,272,808円」の寄付金集まる。					
6 連合会ニュースを計5回発行し、8自治会に配付。					
【活動の成果】					
1 市は「広町の森」保全策として「都市林公園として保全する」と政策決定し、県も支援する態度を示したこと。					
2 「広町の森」保全運動をする三団体が協力して、関係9機関を訪問して保全を訴え、3事業者のうち、開発施行の1社も態度を軟化しつつある。					
3 「広町の森」土地鑑定額を当連合会が提示したことで、市と業者の交渉に寄与している。					
4 「広町の森」自然観察に多くのボランティアが参加し、データが集められている。					
5 多額のトラスト基金が集まり、市民の「広町の森」保全希求の声も高まっている。これらの運動により、少しずつ保全への道筋が見えてきたが、まだまだ全面保全への道は遠い。					

*各団体の平成13年度中の活動状況について、平成14年8月までに各団体から寄せられた報告書等をもとに作成しました。

出典：鎌倉市、「平成14年版鎌倉環境白書」